平成２３年（フ）第１２１号
福井県鯖江市御幸町２丁目10番２号
債務者　坂本　和典
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
福井県鯖江市御幸町２丁目10番２号
債務者　坂本眞智子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
福井市町屋３丁目10番15号　ニュー岩本マンション２－Ａ
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
長野市大字大豆島1613番地　コーポソイビーンW105
債務者　三吉　隆展
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
兵庫県宝塚市安倉北１丁目2022番地の１　パセオ安倉106号
債務者　柿坂　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１７９号
兵庫県伊丹市御願塚２丁目５番18号
債務者　飯田　勝利
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１８０号
兵庫県伊丹市御願塚２丁目５番18号
債務者　飯田百合子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９３号
兵庫県宝塚市高司１丁目２番26―101号
債務者　林　八重子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０９号
兵庫県伊丹市中野東１丁目１番地　市住玉田７―708号
債務者　秋田あづさ
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１号
奈良県吉野郡吉野町大字飯貝５番地の20
債務者　辰田　秀則
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第７３号
青森県弘前市大字表町６番地２　ＪＲアパート21―105号
債務者　田仲美奈子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０４号
盛岡市前九年１丁目９番28―201号
債務者　吉田　冨子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７７号
福島県郡山市日和田町字東河坂３番地の４
債務者　荒川　昭子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
神戸市西区曙町1070　自立生活訓練センター内、住民票上の住所神戸市兵庫区荒田町２丁目20番405号
債務者　山本雄一郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０５４号
名古屋市南区桜台２丁目17番２号　チェリーハイム201号
債務者　木村　容子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４０号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　１棟604号
債務者　青木　久和
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０８号
神戸市中央区熊内町５丁目９番17―203号
債務者　村上　宗志
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部